

姫監公表第 11 号

平成 21 年 8 月 11 日

姫路市監査委員 岡本喜雅
同 福本正明

住民監査請求(政務調査費の返還)に係る監査の結果について

平成 21 年 6 月 22 日に受付した地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

なお、監査委員 谷内敏及び川西忠信は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

第1 監査の請求

1 請求人

姫路市 廣野武男

2 請求年月日

姫路市職員措置請求書（住民監査請求「政務調査費の返還」。以下「本件請求」という。）の提出は、平成21年6月22日です。

3 請求人の主張

本件請求による請求の内容及び理由の要旨は、次のとおりです。

(1) 請求の内容

下記の政務調査費の支出については、違法又は不当な公金の支出に該当するので、姫路市長（以下「市長」という。）が姫路市議会（以下「市議会」という。）のA会派等に対してその返還を求めることを請求する。

請求番号	請求対象者等	支出した日付	政務調査費の内容	返還を求める金額
1	B議員	平成20年7月31日	通信運搬費	11,600円
2	A会派	平成20年12月2日	資料作成費	27,300円
3	C議員	平成20年5月20日	通信運搬費	70,928円
4	C議員	平成20年6月19日	資料作成費	82,950円
5	D議員	平成20年9月12日	通信運搬費	32,865円
6	D議員	平成20年9月22日	資料作成費	124,000円
7	E議員	平成20年12月8日	資料作成費	69,375円
8	E議員	平成20年12月11日	資料作成費	31,500円
9	F議員	平成20年12月27日	資料作成費	89,250円
10	G議員	平成21年1月22日	資料作成費	677,343円
11	E議員	平成20年5月2日	資料作成費	105,000円

なお、請求番号は、請求内容の整理のため付したものです。

(2) 請求の理由

ア 請求1について

B議員の平成20年7月31日の11,600円の公金支出は、暑中見舞いであり、姫路市議会政務調査費交付条例（平成13年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項第3号に違背し、かつ、姫路市議会政務調査費運用マニュアル（平成20年3月24日姫路市議会運営委員会確認事項。以下「運用マニュアル」という。）で政務調査費を充ててはならない経費(1)交際的な経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

イ 請求2について

A会派の平成20年12月2日の公金支出**27,300**円は領収書の添付だけであり、使途が明白でなく政務調査費としての実態がない。

ウ 請求3及び4について

C議員の平成20年5月20日の**70,928**円の公金支出は市政報告配布代金となっている。然し、印刷物の支払は平成20年6月19日公金支出されている。条例並びに運用マニュアルで規定された必要書類が添付されていないので納入日が不明であるが、客観的には印刷物の支払日より、一ヶ月前に配布代金を支払う事は不自然である。平成20年6月19日の公金支出**82,950**円は市当局の政策の説明、並びに自身の挨拶と議会での質問内容を印刷し、支持者に配布した選挙活動である。条例第6条第2項第3号に違背し、かつ、運用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費(1)交際費的な経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

エ 請求5について

D議員の平成20年9月12日の公金支出**32,865**円は市政報告配布代金となっているが、成果物はD議員の単なる挨拶状であり、条例第6条第2項第3号に違背している。かつ、運用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費(1)交際費的な経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

オ 請求6について

D議員の平成20年9月22日の公金支出**124,000**円は市政報告印刷代となっており、運用マニュアルの証拠書類の整備(3)資料作成費の規定に違背し、成果物が添付されていない。当然ながら政務調査費には該当しない。また、配布代金の支払日が9月12日で印刷物の支払日が9月12日と整合性がない。

カ 請求7について

E議員（一部上記と重複する）の平成20年12月8日の公金支出**69,375**円は運用マニュアルの3証拠書類の整備(3)の規定に違背している。A会派の経理責任者であるにも拘らず運用マニュアルの規定に反し、成果物はNO.408に添付とあるが規定通りに個々に添付すべきである。NO.408との合理的な説明責任を果たしていない。支出番号409に添付されている領収書のただし書には「平成20年12月市政報告書印刷代」とあり、支払日は平成20年12月8日である。支出番号408に添付されている領収書の但し書きには「市政報告書原稿制作費」とあり、支払日は平成20年12月11日である。原稿を脱稿する前に印刷物が刷り上っていた事になる。条例並びに運用マニュアルに規定された必要書類が添付されておらず、原稿と印刷物のデリバリーが確認できないが、客観的には不思議な現象である。支出番号408に添付されている領収書には印紙税法第3条第1項（別表第1第17号）に規定された収入印紙が貼付されていない。

キ 請求8について

E議員が平成20年12月11日に公金支出**31,500**円は原稿制作費とあり、既に市当局が施策発表されたものを羅列整理したに過ぎない。条例第6条第2項第3号に違背している。かつ、運用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費、(1)交際的な経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

ク 請求9について

F議員の平成20年12月27日の公金支出**89,250**円は新年の挨拶状と政務調査による成果でなく、単なる既報の市政報告であり、条例第6条第2項第3号に違背している。政務調査費用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費(1)交際的な経費、(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

ケ 請求10について

G議員の平成21年1月22日の公金支出**677,343**円は市当局の政策を羅列し、G議員の解説を記載したものであり、調査研究の成果を具体的に確認することが出来ないのは基より、調査研究の課題すら不明である。条例第6条第2項第3号に違背している。運用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、到底政務調査費に該当しない。支出が**677,343**円と突出しているにも拘わらず、運用マニュアルの「使途に関する説明責任」が果たされていない。

コ 請求11について

E議員の平成20年5月2日の公金支出**105,000**円は市当局の旧安富町に関する政策を切り貼りしたものであり、条例第6条第2項第3号に違背し、運用マニュアルの2政務調査費を充ててはならない経費(3)選挙活動に伴う経費に該当し、政務調査費には該当しない。

サ 政務調査費としての公金支出の添付資料としては全てが杜撰であり、全ての成果物に記載されている内容は政務調査とは何ら関係のないものである。公金である政務調査費を私的流用した証である。平成20年4月に姫路市議会が機関決定した運用マニュアルの使途基準の運用指針1「実費弁償の原則」を満たしていない。2「使途に関する説明責任」条例第8条で、政務調査費収支報告書及び政務調査費支出書の写しの提出を義務付けており、会派（議員）は、政務調査費の使途に関して、透明性確保の観点から説明責任を果たさなければならない。」とある。而して、その説明責任は何ら果たされていない。

上記の政務調査費全ての公金支出について何一つ透明性のある説明責任を果たさず、政務調査費の趣旨、目的を逸脱している。

シ A会派の政務調査費の公金支出は会派と議員個人としての支出が混濁しており、一部の議員の私的選挙活動に支出流用されたに過ぎない。成果物に示されているように議員の挨拶文、全てが既に公表された市当局の施策を羅列しているに過ぎず、政務調査費の趣旨である政策調査研究の成果は一切示されていない。

い。配布先は議員それぞれの選挙地盤であり、私的な選挙活動に流用したのは明白である。

ス 政務調査費は議員が行う政策形成、政策立案、調査研究それらを広報し、広聴等に資するための費用が趣旨である。A会派並びに、上記議員の政務調査費の公金支出は一案件たりとも政務調査の成果の妥当性を見出す事は出来ない。また、政務調査費としての根拠もない。只管、渡し切りの調査費として乱雑に私的流用しているに過ぎない。議員報酬が期末手当を含め年額約1,100万円あり、政務調査費とは明確に峻別すべきである。このような時代錯誤の政務調査費の支出がなされているから、政務調査費は第2の報酬と謂われる所以である。到底首肯できるものではなく、市民の付託を得た市議会議員として矜持を正すべきである。そもそも交付先が会派であることから、使途は会派としての意思統一がなされ、会派の了承が必要である。と共に会派が行う調査研究のための公金支出と言える要件を満たしておらず、使途基準に合致していないのは明白である。

4 事実を証する書面

上記3(1)に關係する政務調査費支出書、領収証書及び市政報告書等の写し

5 監査執行上の除斥

本件請求の監査については、議員のうちから選任された谷内敏委員及び川西忠信委員を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥としました。

6 請求の受理

本件請求について、平成21年7月7日に受理しました。

7 個別外部監査契約に基づく監査

請求人は、自治法第198条の3第1項が規定するところの、公正不偏の態度での判断を求めるため、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めています。本件請求については、政務調査費の返還に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えます。したがって、個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められません。

第2 監査の実施及び結果

1 監査の対象事項

(1) 請求1に係る支出を監査の対象としました。

(2) 請求2から11までの請求については、自治法第242条の要件を欠くので不適法と認め却下します。理由は次のとおりです。

住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、財務会計上の行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすこととなります。

しかし、請求人は、請求2から11までの請求において、請求対象議員等による支出について、その具体的な違法性又は不当性の理由を摘示したとはいえ、むしろ、請求人が、現行の政務調査費制度若しくはその運用自体について、自ら求める水準の確保のため、独自の見解・解釈・使途適合性判断基準等によって主張しているに過ぎないといわざるを得ません。したがって、自治法第242条の要件を満たさないものと判断します。

なお、市政報告書は、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることで、市政に対する住民の意思を的確に収集、把握するための前提として有意義なものであり、その作成等に要する経費は政務調査費の使途として、広く認められており、その内容や作成方法等の判断については、会派及び議員に広範な裁量権が認められ、各々の自主性、自律性に委ねられているものと考えます。

しかしながら、年賀状及び暑中見舞い等の単なるあいさつ状に類するものは、条例及び運用マニュアルにおいて政務調査費を充ててはならない経費とされているところであり、会派及び議員は、市政報告書の意義を損なわないためにも、その内容に十分留意するとともに、より一層の充実に努めるべきであることはいうまでもありません。

2 監査対象部局

監査対象部局を議会事務局とし、関係書類の提出を求めました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成21年7月13日に請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えました。なお、請求人からの新たな証拠の提出はありませんでした。

4 監査対象部局の陳述

平成21年7月14日に議会事務局長から、陳述の聴取を行いました。

5 監査の結果

平成21年7月31日に、B議員の所属会派「A会派」より請求1に係る政務調査費相当額11,600円の返還があり、姫路市に財産的損害は生じておらず、自治法第242条の要件を満たさないものとして却下します。